

協議第30号

水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について

水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。

平成16年3月17日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	23 - 12	各種事務事業の取扱い 水道・下水道関係事務事業の取扱い （その1）について
<p>1．水道料金については、合併後5年を目途に調整する。</p> <p>2．加入金及び設計審査、竣工検査手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。</p> <p>3．開閉栓手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。</p> <p>4．水道工事指定店登録にかかる手数料については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議